

不利益処分の処分基準

処 分 名	えい地使用許可の取消し		
根拠例規及び条項	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年条例第 8 号）第 20 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 環境課		
処 分 基 準	関係法令等及 び条項		
	基 準	<p>条例第 20 条第 1 項に定めるところによる。</p> <p>○条例第 20 条第 1 項に定める使用許可取消事由</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外にえい地を使用したとき。</p> <p>(2) 使用権を第 17 条の承継人以外の者に譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。</p> <p>(3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められるとき。</p> <p>(4) 市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をしないで、放置したまま 3 年を経過したとき。</p> <p>(5) 許可を受けた日から墳墓の造営又は碑石、形像類の建設をしないで 5 年を経過したとき。</p> <p>(6) 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れたとき。</p> <p>(7) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			